

企業等に対する新型コロナウイルス感染症の荒川区保健所の調査について

荒川区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、荒川区保健所が感染症法に基づき積極的疫学調査を実施します。患者の居住地が荒川区外の場合には、患者が居住する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関する荒川区保健所の対応の流れは以下のとおりです。参考にしてください。

主な流れ

1 勤務先等に対しての積極的疫学調査の実施

(1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定します。

・対象企業に対して、発症日の2日前から接触した方のうち、濃厚接触者に該当する方についてリスト作成を依頼（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号）

(2) 接触感染対応：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導します。

●調査前に実施していただくこと

- ・患者が在籍する部署のフロアの見取り図（座席表を含む）を用意する
- ・保健所との連絡窓口担当者を決めておく

2 荒川区保健所から濃厚接触者に対して自宅待機を要請

(1) 濃厚接触者に対しては、最終接触日から2週間の自宅待機を要請

(2) 濃厚接触者に対しての健康観察：毎日の検温を依頼し、発熱等体調不良の時には自宅住所を管轄する保健所が設置した「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）」に連絡するよう伝える。

(3) 濃厚接触者について自宅住所を管轄する保健所に対して、荒川区保健所から情報提供を行うことを伝える。

※検査を受けた方が陽性になった場合、ご家族は濃厚接触者となりますので、検査結果が出るまでは、ご家族も不要不急の外出はできる限り控え、健康状態を毎日確認してください。

※保健所は、消毒場所や消毒剤等を指導します。**消毒の実施は各企業で行っていただきます。**

※保健所から各企業に対して、情報を公開するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご注意ください。各企業のホームページ等で公開する場合は、あらかじめ荒川区保健所へご連絡いただけると幸いです。

積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。